

2021年11月18日

福島県知事

内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団 長 神山 悦子

副 団 長 宮川えみ子

幹 事 長 宮本しづえ

政調会長 吉田 英策

副幹事長 大橋 沙織

## 2022年度県予算編成に関する申し入れ（第一次）

### はじめに

第2次岸田政権が発足しました。岸田首相の言動からは、国民が転換を望んだ安倍・菅政治の中身を変える姿勢は見えません。「新しい資本主義」を目指すとありますが、格差と貧困を拡大した「アベノミクス」を継承・推進し、総選挙で問われた気候危機の打開やジェンダー平等の実現にも後ろ向きです。

また政府は、新型コロナ第6波への対策として、今夏のピーク時より3割増となる約3.7万人分の病床を確保すると表明していますが、病床削減を進める地域医療構想には固執したまま、医療ひっ迫時には、コロナ以外の通常医療を制限するとしています。多くの在宅死を招いた「原則自宅療養」の方針も撤回せず、PCR無料検査は、感染拡大地域やワクチン接種を受けられない人など対象や期間が限定的です。公衆衛生や社会保障を切り捨ててきた失政がコロナ危機を増幅した反省の上に立って、公衆衛生の要である保健所機能を抜本的に強化し、医師・看護師の配置基準を引き上げ、地域医療構想は撤回すべきです。個人向け給付金は、世帯収入を基本に、生活困窮者やコロナで収入が減少した人を広く対象にすべきで、個人事業者向け給付金も持続化給付金の半額とされ、苦境に立たされている事業者への支援としては不十分です。

閉会した国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（COP26）では、先進国は2030年代、それ以外の国は2040年代に石炭火力を全廃することなどを盛り込んだ声明に46カ国・地域が賛同しましたが、日本がアメリカ、中国とともに賛同しなかったことは重大です。「私たちの未来を奪わないで」と世界でも日本でも若者たちが立ち上がっている今、日本政府が具体的な行動に踏み出すことに一刻の猶予もありません。

さらに、岸田政権が総選挙直後から改憲への強い執念を示していることも重大です。被爆地広島出身の岸田首相は核兵器禁止条約にも背を向け、9条をこわす危険な改憲策動に前のめりです。自公と日本維新の会などの改憲勢力が衆院の3分の2を超す議席を獲得した新たな局面

のもと、「平和憲法を守る」という一致点で広範な市民のみなさんと力を合わせ、草の根の運動と「市民と野党の共闘」を引き続き発展させていくことが重要です。

本県はいまだ県発表だけでも3万4千人もの原発避難者を抱え、時間の経過とともに変化し複雑化する原発事故の被害の中で大震災・原発事故から丸11年を迎えようとしています。県は先の定例会に続き、12月定例会にも区域外避難者に対する住宅の明け渡し等を求める調停議案を提出予定です。原発事故さえなければ避難する必要のなかった県民である点を鑑みれば、避難者1人ひとりに最後まで寄り添い、丁寧に話し合いを継続すべきです。原発に固執する岸田政権に対しては、被災県から原発ゼロを決断するよう求めるべきです。

コロナ禍で、女性たちは職を失い貧困化し、DV・性暴力被害にあい、自殺者も急増する事態が継続しています。女性に矛盾と困難を背負わずジェンダー不平等の構造をただすことは急務です。県民の暮らしが大変になっている今こそ、医療・福祉、介護、子育て分野に大きく予算を振り向け、いのちと暮らしを守る県政、ケアに手厚い県政とするよう求めるものです。

以上の観点から、本県の来年度予算編成にあたって以下の項目の実現を求めます。

## 一、2022年度県予算編成方針について

- 1、東日本大震災・原発事故からの人間の復興と生業の再建、台風や地震災害など頻発する自然災害への対応、新型コロナウイルス感染症拡大防止や県内産業への経済対策など、引き続き本県が抱える課題に重点配分すること。
- 2、コロナ感染症の第6波への備えと今後も続く感染症対策として、本県の医師不足と看護師不足を解消するとともに、保健所の体制と県衛生研究所の体制強化を行う予算を配分すること。コロナ対策の十分な財政措置を国に求めること。
- 3、介護、保育、学童保育、障害者福祉などケア労働者の平均給与は、全産業平均より月10万円も低く人手不足が続いている。国が示した賃金引き上げ額はあまりにも少ないため、さらなる引き上げを国に求め、県も独自に助成すること。
- 4、地域医療構想に基づく急性期病床の削減、公立・公的病院の統廃合計画、75歳以上の後期高齢者医療費の窓口2割負担、介護保険料や国保税の引き上げ、生活保護費の連続引き下げなど、「全世代型社会保障改革」を抜本的に見直すよう国に求めること。
- 5、消費税率を5%に減税し、インボイス制度の導入中止を国に求めること。
- 6、中小企業の予算を1兆円規模に増額し、競争と淘汰政策をやめ、多様な中小企業の維持・発展を支え、地域経済の疲弊に歯止めをかけるよう国に求め、県も支援すること。
- 7、米価の大暴落を止め、所得補償・価格保障など家族経営をはじめ農業経営を支援するとともに、無制限な輸入に歯止めをかけ、過去最低まで低下した食料自給率を引き上げること。輸入材依存を是正し、木材の自給率の向上、国内材の公的事业や民間での利用拡大を支援すること。魚価の低迷や海水温の上昇、海流の変化などによる不漁で経営難に陥っている漁業者への魚価の補償、経営支援についても国に求めるとともに、県としても農林水産業への独

自支援策を打ち出すこと。

- 8、脱炭素、省エネ・再エネをすすめる社会システムの大改革を行い、①電力分野では再エネの優先利用原則の確立やメガ発電による乱開発の規制、②産業分野では省エネと脱化石燃料へ、③運輸交通分野では公共交通を重視し、電気自動車の普及、④都市・住宅の断熱・省エネのまちづくり、⑤自治体の排出ゼロで、新たな雇用の創出、地域経済の活性化、新たな技術開発につながるよう国・県が支援すること。
- 9、被災者生活再建支援金を500万円以上に引き上げ、対象を一部損壊まで広げること。乱開発を規制し、盛土の崩壊やがけ崩れなど危険箇所の点検と対策を実施し、必要な防災施設を整備するなど、県としても災害に強いまちづくりをすすめること。
- 10、日本の教育への公的支出は、OECD加盟国で最下位クラスである。国の教育予算をOECD水準に引き上げ、高い学費の値下げ、少人数学級の加速化、私学助成の増額、特別支援学校の過大過密解消、教職員の定数増を国に求めるとともに、県の教育予算を大幅に増額すること。
- 11、県立高校の統廃合計画は前期・後期とも中止すること。高校生への通学費助成は、全ての高校生を対象に実施すること。
- 12、ジェンダー平等社会の実現、多様性と個人の尊厳を大切にすさまざまな取組みを支援する予算を配分すること。
- 13、憲法9条を改憲し、緊急事態条項の新設など戦争する国づくりをやめ、アジアの平和のため憲法9条を生かした平和外交への転換、軍事費を増額する予算編成方針を見直すよう国に求めること。

## 二、新型コロナウイルス感染症から県民のいのちと暮らし、生業を守る県政を

### (1) 医療・検査体制の強化について

- 1、感染拡大防止策の要として、PCR検査は対象等を限定せず、大規模・頻回・無料で行うよう国に求めること。県としても感染拡大封じ込めの観点で、希望する県民を対象に社会的な検査を実施すること。特に、年齢や体質によってワクチン接種ができない人には、定期的な検査が実施できるよう予算を確保すること。検査方法については、抗原定量検査など有効な方法も積極的に活用すること。
- 2、コロナ後遺症の医療や研究、患者の生活支援を行うよう国に求めるとともに、県としても行うこと。
- 3、専門家からも第6波が来ることが指摘されている。今後の感染爆発に備え、県コロナ対策本部の体制は他部局からの臨時的な応援ではなく、職員を専任化し体制を強化すること。
- 4、3回目のコロナワクチン接種に向け、必要数の確保と迅速な情報提供を国に求めること。2回目までの教訓を踏まえ、混乱のない方法を検討し市町村を支援すること。
- 5、今後の感染拡大時も自宅療養者を発生させないよう、臨時の医療施設設置に向けた準備を

今から進めること。国に対し、「原則自宅療養」の方針を正式に撤回するよう求め、県は原則入院対応を貫くこと。

6、コロナ陽性者受け入れの有無にかかわらず、医療機関は厳しい経営状況が続いていることから、医療機関への減収補填など財政支援を行うよう国に求めること。

#### (2) 雇用・事業者支援について

1、コロナ禍で大打撃を受けている県内事業者と労働者を守るため、雇用調整助成金と休業支援金は感染拡大地域などに限定せずに継続するよう国に求めること。また、制度の周知を図ること。

2、国に対し、前回と同額の持続化給付金を支給するよう求めること。その他、雇用と経営を守る各種支援策を強く国に求めること。

3、コロナ対策のかかりまし経費の支援について、商工業者にも再支給すること。

### 三、原発ゼロの実現と県民の復興について

#### (1) 原発ゼロの実現を

1、原発事故から11年目を迎えるが、県発表だけでも避難者は3万4千人を超え、復興は途上であり、今なお避難解除されない帰還困難区域が残されている。原発は一度事故を起こせば将来にわたり被害を及ぼし、人類とは共存できないことは明らかである。原発事故被災県として「原発ゼロ」を国に求めること。

2、汚染水の海洋放出は、「漁業者の理解なしにはいかなる決定も行わない」とした約束を反故にし、国内外の反対世論を無視した強引な決定であることから、方針の撤回とタンク保管の継続を国に求めること。

3、廃炉作業は東京電力任せでなく、国家プロジェクトとして位置づけ、原発労働者の被ばく・健康管理を徹底し、多重下請け構造を是正、労働者を直接雇用とするなど原発労働者の安全と作業環境の改善を図るよう国に求めること。

4、福島第一原発事故の原因究明を国・東京電力に求めるとともに、県独自に事故検証委員会を設置すること。

5、除染で発生した除去土壌の公共事業等への再生利用は行わないこと。

#### (2) 県民のくらしと生業の復興を

1、特定復興再生拠点以外の帰還困難区域の除染については、希望者に限定せず、すべての住宅を対象とすること。また、住民の意見をよく聞き、生活圏の範囲を幅広くとらえて除染し、住民が安心して住める環境を取り戻すこと。それにより被災者生活再建支援法の適用を促進すること。

2、復興は、イノベ関連の呼び込み型で大型事業中心ではなく、環境の回復、被災した住民に

寄り添った生活インフラの整備や生業の再建を中心とした復興に切り替えること。

- 3、国際教育研究拠点施設は、中央財界が進める産業人材育成の拠点づくりであり、避難地域住民置き去りであることから、中止も含めた見直しを求めること。
- 4、避難地域の農業復興支援は、大規模化優先ではなく農家の意見をよく聞き、実態に即した支援を行うこと。

### (3) 避難者支援について

- 1、避難地域を対象にした医療や介護の保険料や一部負担金の免除について、縮小の動きがあることから継続を国に求めること。
- 2、復興住宅への生活相談支援員の訪問頻度を高めるとともに、多面的な支援ができるよう県内外に避難を継続する避難者の実態調査を国に求め、県としても実施すること。
- 3、国家公務員宿舎に避難する住民に対する2倍家賃請求及び強引な退去は求めないこと。県が避難者を訴えた裁判は取り下げること。
- 4、避難者が帰還しやすい条件整備と支援策の強化を図ること。
- 5、避難地域の固定資産税の軽減の特例措置を継続すること。
- 6、避難地域では、昨年の国勢調査の結果で人口ゼロの自治体も存在し、住民の居住率は3割台にとどまっていることから、避難地域の自治体については引き続き地方交付税等の特例措置を国に求めること。
- 7、住民票を異動していない避難者が、避難先でも必要な住民サービスが受けられるよう特例措置を継続すること。
- 8、高速道路料金の減免を継続すること。

### (4) 賠償について

- 1、この間の原発裁判の判決の多くは、国に東京電力と同等の責任があると認め、中間指針を超える賠償を命じていることを踏まえて、国に賠償指針の見直しを求めること。
- 2、継続する商工業者、農林業者の被害に対し、実態に即して賠償するよう東京電力に求めること。
- 3、避難指示解除後の地域の居住率は3割台にとどまり、いまなお多くの住民が避難を継続している。賠償打ち切りによって生活も困窮していることから、避難の実態に即して賠償を再開するよう求めること。
- 4、原発事故による賠償の時効を再延長する法整備を国に求めること。
- 5、県の原子力損害対策協議会全体会議を開催し、オール福島で被害と賠償の実態を共有し、国と東京電力に完全賠償を直接求める機会とすること。

#### 四、異常気象による大規模災害から県民のいのちと暮らし、生業を守る県土づくりを

##### (1) 気候変動対策について

- 1、世界的規模で頻発する異常気象の原因が地球温暖化にあることは明らかであり、温暖化対策に本気の取り組みが求められている。県の地球温暖化対策推進計画を世界が求める水準に引き上げ、2030年までにCO<sub>2</sub>排出量を半減させるため、石炭火力発電の廃止を含め有効な対策を講じること。
- 2、原発事故の被災県として、一旦事故が発生すれば最大の環境破壊を招く原発は廃止するよう国のエネルギー基本計画の見直しを求めること。
- 3、再生可能エネルギーの推進に当たっては、環境共生、住民参加による地域主導を中心に据え、乱開発を防止する県の条例を創設すること。
- 4、県民が参加する再エネ推進のため、住宅用太陽光発電設備を補助の増額で大規模に増やす取り組みを県の計画に位置付けること。
- 5、省エネを推進する技術開発を支援するとともに、省エネ住宅建設への補助を増額し推進すること。
- 6、県が進める阿武隈風力発電計画をはじめ、大規模林地開発を伴う発電設備は環境保護の観点から認めないよう国に求めるとともに、県は開発許可を出さないこと。
- 7、すでに林地開発許可が出ている三大明神風力発電、玉野太陽光発電、高湯先達山太陽光発電などのメガ発電事業については、環境破壊とならないよう事業の進捗を監視すること。
- 8、梁川町工業団地に計画されているバイオマス発電は、近隣住民から反対の署名が多数あげられており、住民合意のない計画は認めないよう国に求めること。

##### (2) 水害対策について

- 1、河川の氾濫による水害を防止するため、流域治水の観点から多様な分野での総合的な治水対策を講じること。要となる河川整備については、恒常的な管理を行う仕組みを整備し、必要な予算を確保すること。
- 2、県管理の河川についても流域治水計画を策定すること。計画づくりに当たっては、住民参加により住民主体の計画づくりとすること。
- 3、水害危険区域に立地する福祉施設の避難訓練を確実に実施するよう支援すること。

##### (3) 土砂災害対策について

- 1、土砂災害防止法に基づく危険区域の指定を急ぐとともに、安全対策の事業化を促進すること。
- 2、盛土による危険箇所の全国的な調査が行われているが、県は危険性が明らかな箇所については、直ちに対策を講じること。
- 3、県として、盛土の安全対策に関する条例を早期に制定すること。

- 4、宅地の被害に対し、県として支援策を創設すること。
- 5、大規模土砂災害を誘発する危険が高い森林開発を伴うメガ発電は規制し、環境を保全するための県条例を創設すること。

#### (4) 災害被災者の支援について

- 1、災害発生時の避難所については、安全な地域に設置するとともに、感染防止のための適切な空間、プライバシーの保護、洋式トイレ及びエアコンの設置など避難所としての施設整備を計画的に進めること。停電時においても電力を使用できるよう避難所への太陽光発電設備、自家発電設備を義務付けること。
- 2、福祉避難所について、日常から周知を図り、要支援者が迷うことなく利用できる体制を整備するよう市町村を支援すること。
- 3、一時避難所は温かい食事、ベッドを必須条件とするよう市町村を支援すること。

### 五、福祉型県づくりについて

#### (1) 医療・健康増進対策について

- 1、コロナ禍を踏まえ、ベッド数を強引に削減しようとする地域医療構想および地域医療計画の見直しを国に求めるとともに、県も計画を見直すこと。
- 2、人口比で全国平均から大幅に不足している県内の医師確保のため、全力を挙げて取り組むこと。特定疾患、難病患者が居住地で必要な医療が受けられるよう、専門医の地域ごと配置を検討すること。また、県立医大の医師養成定数 130 人を削減しないよう、引き続き国に求めること。
- 3、急性心筋梗塞死亡率やメタボ割合等、県民健康指標が依然として全国より悪い現状を踏まえ、県民健康増進への総合的取り組みを強めること。そのためにも、保健所機能を拡充すること。
- 4、健康の維持に欠かせない各種健診受診率向上に向け、市町村ごとに格差が大きいガン検診の自己負担軽減のため、県が市町村を支援すること。
- 5、自殺者の低年齢化、女性の自殺者の増加が指摘されており、県として専門家の力も結集し自殺防止の取り組みを行うこと。
- 6、人工透析患者への通院交通費助成制度の補助金を拡充すること。
- 7、子どもの医療費助成制度については、県が制度化しているレセプト 1 件 1,000 円負担を解消するとともに、所得制限を撤廃し、市町村負担を軽減すること。入院を含め現物給付とすること。また、財源保障を国に求めること。
- 8、紹介状のない大病院の初診時負担については、7,000 円への引き上げをやめ、負担そのものを全廃すること。

## (2) 国保事業について

- 1、高すぎる国保税を協会けんぽ並みに引き下げるため、国庫負担を抜本的に引き上げるよう国に求めるとともに、県独自の軽減策を講じること。また、国保税の就学前の子どもの均等割を国が新年度から半額に軽減することから、県は子育て支援策として全額免除すること。
- 2、自治体独自の現物給付による医療費助成制度に対する国の交付金削減のペナルティは課さないよう国に求めるとともに、県として市町村への財政支援を拡大すること。
- 3、国保税滞納世帯への短期保険証、資格証明書の発行は行わず、医療を受ける権利を保障するよう市町村を支援すること。
- 4、県は国保運営方針において、2029年統一保険税方式に移行するとしている。しかし、市町村間の平均国保税額に1.6倍の格差があり、統一化によって国保税の大幅引き上げとなる市町村が出ることから、統一国保税方式はとらないこと。

## (3) 介護・高齢者福祉について

- 1、圧倒的な介護人員不足を解消するため、抜本的な処遇改善を図るとともに、国の処遇改善加算の仕組みの簡素化を図るよう国に求めること。
- 2、特養ホーム待機者が依然7,800人を超す状況を解消するため、特養ホームの増設を行うよう市町村を支援すること。
- 3、地域の実情に合った地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町村を支援すること。
- 4、高齢者が日本一元気で長生きできる福島県をつくるため、総合的な対策を講じること。
- 5、福島市等で実施しているバス・電車の高齢者無料パスを、県の制度として全県に広げるとともに、デマンド型タクシー等にも予算を大幅に増やし全県に広げること。

## (4) 子育て・若者支援について

- 1、全市町村への子育て世代包括支援センター設置に向け、支援を強化すること。
- 2、待機児童解消のため、県は企業主導型保育所の増設支援ではなく、認可保育所の増設に向け市町村を支援すること。
- 3、ゆとりをもって子どもの保育ができるよう認可保育所の保育士配置基準を見直すよう国に求めるとともに、県独自の支援を行うこと。また、国が保育所に支払う負担金の基準を大幅に引き上げ、保育士の処遇改善を図ること。処遇改善加算は、簡易な方法に改善するよう国に求めること。
- 4、放課後児童クラブの待機児童解消に向け、市町村を支援すること。今回の国の処遇改善加算の対象に学童クラブ支援員は含まれていない。支援員の処遇改善が図られるよう、国の補助基準を大幅に引き上げるよう求めるとともに、県独自の支援策を講じること。
- 5、幼児教育、保育の無償化については、給食食材費の保護者負担を無くすよう県が支援すること。

6、児童虐待防止に向け、自治体等の相談体制を強化すること。児童相談所の児童福祉士の国基準に基づく増員を前倒しで行うこと。

7、低賃金不安定雇用の若者・女性の雇用環境改善を国に求めること。

#### (5) 障がい者福祉について

1、県が制定した障がい者関連条例を県政の各分野に活かすための取り組みを推進すること。

2、障がい者総合支援法の報酬基準を大幅に引き上げ、職員の処遇改善を図るよう国に求めること。

3、コロナ禍で障がい者施設の利用も減少し、多くの事業所で運営が困難になっていることから、支援を国に求めるとともに県としても支援策を講じること。

4、就労継続支援事業所の作業受注の減少が支払い工賃の減少となり、事業所の報酬基準にも連動するため、事業所の運営が困難をきたしている。成果主義報酬体系の見直しを国に求めるとともに、県として支援策を講じること。

5、障がい者施設に直接仕事を発注する障がい者優先調達法に基づく県発注量を、大幅に増やすよう各部局に通知すること。

6、障がい者法定雇用率が2021年度0.2ポイント引き上げられたが、県はこの達成のため障がい者雇用のさらなる拡大に取り組むこと。また、民間事業所についても基準を満たすよう支援すること。

7、視覚障がい者の歩行訓練士を増員し、地元で生活訓練を受けられるようにすること。

8、知事の記者会見時の手話通訳をリアルタイムで実施すること。手話通訳者を増員し、正規雇用にする。

9、重度心身障がい者の医療費助成を現物給付とするよう市町村を支援すること。

10、老人性難聴に対する補聴器購入費補助を国に求めるとともに、当面県としても補助制度を創設すること。

#### (6) 住宅支援について

1、高齢者や子育て世代、低所得者等のための住宅セーフティネット制度を県が今年度から予算化したことから、全市町村で取り組めるよう支援すること。

2、一般県民向け県営住宅の修繕費を増額し、住戸改善、住宅バリアフリー化、エレベーター設置を促進し、県営住宅の風呂設備一式は県が設置すること。

3、県営住宅の県独自の家賃軽減制度の周知を図り利用を促進すること。

4、生活困窮者の住居確保給付金制度及び一時生活支援事業の周知を図り、利用を促進すること。

## 六、商工業と観光の振興、雇用対策について

#### (1) 商工業・観光の振興について

- 1、県内中小商工業者は、東日本大震災、原発事故による長期に及ぶ影響、一昨年台風被害、消費税増税、そしてコロナ感染拡大と二重、三重に苦しめられ休業が相次いでいる。経営と雇用を守るため、支援を強化するよう国に求めるとともに、県としても直接支援を強めること。
- 2、公共事業の地元業者への優先発注に努めるとともに、より多くの地元小規模事業者が直接受注できるよう分離発注をすすめること。
- 3、入札参加資格のない小規模事業者が公共事業に参加できる仕組みづくりが市町村では実施されているが、県としても同様の仕組みをつくること。
- 4、市町村では既に取り組まれている住宅リフォーム助成制度、商店リニューアル助成制度を県として創設すること。
- 5、新型コロナウイルスの感染拡大で苦境に陥った観光業、宿泊業に対して直接支援を行うこと。
- 6、観光業者の経営を守るための融資制度の拡充、償還の繰り延べ等あらゆる対策を講じること。

#### (2) 雇用対策について

- 1、正規雇用で、長時間労働をなくし、8時間働けば普通に暮らせるよう労働法制の改正を国に求めること。
- 2、中小企業への賃上げ支援を強化し、全国一律時給1,500円の最低賃金制の確立を国に求めること。
- 3、男女の賃金格差を是正する実効ある措置を国に求めること。

### 七、農林水産業の復興について

- 1、新型コロナウイルスの影響で米の価格が暴落し、稲作農家の継続が危ぶまれている。一方、水田は大量の水を貯めるダムの役割を持つなど多面的役割を持っている、また、食料安定確保の観点からも農業者戸別所得補償制度の復活を国に求め、県も支援すること。
- 2、若者の就農を総合的に支援する新規就農者支援制度を拡充し、国の支援対象とされない部分については県独自の支援を行うこと。
- 3、国が新規就農者への新たな支援制度として、限度額1,000万円の補助を行う方針を示した。初期投資にも使用できる利便性はあるものの、安定経営が可能となるまでの生活支援制度も併用できるようにすること。市町村負担をなくすこと。自家農業承継も利用できるようにすること。
- 4、収穫期を迎え果樹の霜被害が明らかになってきたことから、県独自の支援を行うこと。収入保険については白色申告者でも加入できるよう要件緩和を国に求めること。
- 5、イノシシ対策については、被害が減ってないことから、管理計画を見直すこと。捕獲の担

い手確保のためにも県の補助基準を引き上げ、埋設・焼却・発酵処理など、負担が少なく効果的な処分を促進すること。クマ被害対策を講じること。

6、原発事故の被害が続き厳しい状況にある漁業者を励まし、漁業の本格操業に向けた支援を強化すること。内水面漁業者への支援も強化すること。

7、航路確保など漁港としての機能を確保するため、堆積土砂撤去の予算を大幅に増額すること。

## 八、一人ひとりが大切にされる教育の実現について

1、国の少人数学級の計画を前倒しし、小、中、高校全ての学年で30人以下学級の実現を目指すよう国に求めるとともに、先行実施してきた本県の30人学級を全学年に拡大し、増員分は正規の教員とすること。

2、教員の多忙化を解消し、ゆとりをもって子どもたちに向き合える環境、条件を整備するため、正規教員を増員するよう国の標準法の見直しを求めること。

3、県内の42の市町村に広がった学校給食費無償化または一部補助を、県の制度として無償化すること。

4、教育予算を大幅に増額し、保護者負担を解消すること。県立高校のエアコン燃費は、特別教室を含め全て県負担とすること。

5、私立高校の授業料実質無償化を県立高校と同水準とするため収入基準を引き上げること。また、入学せず掛け捨てとなる入学金は廃止し、私学への補助金を増額すること。

6、全国、及び県の学力調査は行わないこと。

7、昨年の子どもの自殺者が調査を開始した1974年以来過去最高の全国415人に上ったことが報告されたことを真剣に受け止め、相談窓口の設置など子どもが相談しやすい体制を整備すること。

8、不登校の子ども達を受け入れる教育支援センターの設置を県内全ての学校に拡大すること。

9、特別支援学校の建設は、発達障害をもつ子どもが増加していること等も踏まえて、余裕をもって整備計画をつくること。安達、南会津地区への特別支援学校設置を急ぐこと。

10、国においてはようやく特別支援学校の整備基準が示されたが、関係者からは示された基準では十分な指導は行えないと見直しを求める声が上がっている。1学級の児童生徒数の基準をさらにゆとりあるものに見直すよう国に求めるとともに、県としても適切な基準を設けること。

11、普通教室に通う障がい児を支援する学習支援員を大幅に増員すること。

12、スクールサポートスタッフの処遇を改善し、全校に配置すること。

13、地域からは大きな反対の声が上がり続けている県立高校統廃合の前期実施計画は中止するとともに、後期計画は策定しないこと。

14、教育のデジタル化にあたっては、デジタル化はあくまで手段に過ぎず専門職としての教師

の自主性を尊重すること。デジタル化に伴う保護者負担を解消すること。

- 15、義務教育と同様に全ての高校生に行き渡るようタブレットを学校配備とし、個人負担をなくすこと。
- 16、福島県内の子どもたちが希望をもって学べるよう、大学生への県独自の給付型奨学金制度を創設するとともに、大学卒業後に本県に戻る若者が増えるように支援策を講じること。大学授業料を半額にするよう国に求めるとともに、県立大学授業料を半額に引き下げること。
- 17、読解力をつけるためにも読書の重要性が指摘されている。学校図書館法で全校配置を目指すとした学校司書を、正規職員として配置するよう国に基準の明確化を求めるとともに、正規の専任司書配置のため県が市町村に財政支援を行うこと。

## 九、ジェンダー平等社会の実現を

- 1、男女の賃金格差は生涯賃金で1億円もの差になり、年金でも大きな男女格差となることから、企業に男女別平均賃金の公表、格差是正計画の策定・公表を義務づけるよう国に求めること。県は、県内の男女賃金格差の実態を調査し、賃金格差を是正するよう企業に要請すること。
- 2、女性が多く働く介護・福祉・保育などケア労働者の賃金を抜本的に引き上げるよう国に求めること。
- 3、ハラスメント禁止規定をもつ法整備を行うよう国に求めること。ハラスメントの加害者の範囲を、使用者や上司、職場の労働者にとどめず、顧客、取引先、患者など第三者も含めるとともに、被害者の範囲も就活生やフリーランスを含め、国際水準並みに広く定義すること。
- 4、選択的夫婦別姓制度の実施、同性婚を認める民法改正を国に求めること。県としても、性的マイノリティーの権利保障と理解促進を図ること。
- 5、ジェンダー平等を推進するため、幼児期からの性教育を系統的に取り組むこと。リプロダクティブ・ヘルス&ライツの推進のため、母体保護や産まない権利も保障する施策に取り組むこと。避妊薬と緊急避妊薬を薬局でも入手できるよう国に求めること。
- 6、生理用品の恒久的な無償配布を国に求め、県としても学校など公的施設のトイレへの設置を進めること。
- 7、福島県新総合計画では、知事部局の管理職における女性の割合を12%に引き上げる目標だが、あまりに少ない。目標を大幅に引き上げ、県の政策決定の場に女性を増やすこと。

以上